

「陸上自衛隊福岡駐屯地における 展示即売店設置及び経営」 募集要領

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊福岡駐屯地における自衛隊員の福利厚生を目的として、展示即売の事業を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 防衛省の各機関の契約担当官等から取引停止処分を受け、その期間中でないこと。
- (3) 営業に必要な資格・免許を保有すること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び第5号から第8号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 施設の概要

- (1) 施設名
陸上自衛隊福岡駐屯地 厚生センター
- (2) 所在地
福岡県春日市大和町5丁目12番地

4 説明会

本説明会に参加しない業者は、公募に参加できない。

ただし、令和4年度展示即売会実施業者に限り、本説明会に不参加でも公募に参加できる。

(1) 日 時

令和4年11月4日（金）午前10時から

(2) 場 所

陸上自衛隊福岡駐屯地 厚生センター

(3) 携行品

募集要領、仕様書（その1）及び仕様書（その2）

※ 参加希望者は、令和4年10月28日（金）午後3時までに①会社等の名称、②出席者氏名（各業者2名以内）、③連絡先を電話又はメールで連絡してください。（ただし、閉庁日は受け付けません。）

連絡先：TEL 092-591-1020（内線5487）

メール wf-fukuokagsvc-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊 福岡駐屯地 業務隊 厚生科 厚生班（西井（にしい）宛）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 店舗数等

厚生センターの使用可能日で、各日2業者以内、1区画12㎡とする。

(3) その他

別添「仕様書（その1）」及び「仕様書（その2）」のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおりアの書類を、イの提出先にウの提出期限までに持参（ただし、閉庁日は受け付けません。）又は郵便（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書1部（別紙様式第2）

以下の事項については、必ず記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理等

- e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- f 陸上自衛隊福岡駐屯地における営業方針
- g 会社概要
- h その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1 部
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（A 4 版を基準とする。）

(エ) その他関係書類（各 1 部）

公募に参加する必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式第 4）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書
- d 財務諸表
- e 法人税又は所得税に関する納税証明書
（その 3 の 2 又はその 3 の 3）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事の発行した営業許可書の写し
- h 誓約書（別紙様式第 5）
- i 役員名簿（別紙様式第 6）

※ g は必要な業種に限る。

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒816-8666

福岡県春日市大和町 5-12

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊厚生科厚生班（1 号隊舎 1 階）

担当者：西井（西井）

電話：092-591-1020（内線 5487）

メール：wf-fukuokagsvc-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

ウ 提出期限

令和 4 年 11 月 8 日（火）午後 3 時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 事業者の選定方法等

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査を実施し、展示即売会実施可能業者を決定する。

なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については別途通知する。

出展日等については、展示即売会実施可能業者の中から抽選により決定する。

8 決定日（予定）

令和4年11月11日（金）

決定業者に対し、口頭により通知

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参（ただし、閉庁日は受け付けません。）又は郵便（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布）

(2) 提出先

〒816-8666

福岡県春日市大和町5-12

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊厚生科厚生班（1号隊舎1階）

担当者：西井（にしい）

(3) 提出期限

令和4年11月18日（金）午後3時

10 その他

厚生センターの中央ホール、通路等共用部分の使用可能日については、決定業者に対し、後日通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名

印

法人・個人の別

法 人 ・ 個 人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

福岡県春日市大和町 5 丁目 1 2 番地に所在する陸上自衛隊福岡駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2 枚以内）

会 社 名：

応募業種：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 3）

イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200 字基準）

ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200 字基準）

エ 衛生管理等（200 字基準）

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（２００字基準）

カ 陸上自衛隊福岡駐屯地における営業方針（２００字基準）

キ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

ク その他のアピールポイント（２００字基準）

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商品名	規格等	販売価格	市場価格

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊福岡駐屯地における展示即売店設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 6 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を

第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

印

年 月 日

役員名簿

仕様書（その１）

1 業務件名

陸上自衛隊福岡駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸・質入、若しくは担保に供し、又は営業の委託、若しくは名義貸し等を行うことなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を納付すること。

区画あたりの国有財産使用料は別示とする。参考までに令和４年度実績は、１日当たり平均４４５円／区画であった。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
また、感染症防止対策を万全にすること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、当該解除する予定期日の3か月前までに甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設、及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (4) 丙は、本業務に要する電気、水道等は利用できない。
- (5) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 福岡駐屯地はプラスチック製レジ袋について禁止（原則）となるため、丙は、代用品（紙袋等）を用意すること。やむを得ず提供する場合は、有料等の処置を講じること。
- (9) 丙は、各日の設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る入門許可申請書等その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

仕様書（その２）

1 募集業種

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| (1) 自衛隊・訓練用品 | (6) 物産品等（海産物・明太子等） |
| (2) 眼鏡・コンタクトレンズ
（ケア用品含む。） | (7) 嗜好品（コーヒー豆等） |
| (3) 農産物（果物） | (8) クレープ |
| (4) 洋菓子（ドーナツ） | (9) スポーツ用品 |
| (5) パン | (10) アウトドア用品（キャンプ・
釣り用品） |

2 設置場所

厚生センターの中央ホール、通路等共用部分。設置位置については、展示即売会を実施の都度担当者が指示する。

3 営業日

令和５年４月１日から令和６年３月３１日の間のうち、月３日以内で丙の申請する日（土日祝日及び甲の指定する日を除く。）とする。

4 営業時間

原則として、午前１０時から午後６時までとし、それ以外は別途協議とする。

5 その他の営業条件

- (1) 国の電気設備を利用しての電気器具の使用は、基本的に許可しない。
- (2) 国の行事、緊急時等は国が使用する。